

## 既修単位の取り扱い規則

(単位取得申請に関する手続き)

1. 入学後二週間以内に「単位取得申請書」(様式2)、入学年度がわかる教育課程(シラバス)、単位取得証明書または成績証明書を添えて申請する。
2. 申請された科目の単位認定は、シラバスをもとに、教員会議にて審査する。審査の結果を受け、学校長が認定する。また、疑義がある場合は、必要時担当講師の意見を聞く。
3. 取得単位認定科目については、「単位取得認定通知書」を発行する。
4. 専門基礎分野、専門分野Ⅰ・Ⅱ、統合分野の科目については、国家試験出題範囲に該当するため、慎重に審査する。

(聴講について)

1. 聴講希望の場合は、「聴講願」を提出する。
2. 申請は、4月、10月とし、各学期に実施する科目について行う。各月の末日を締め切りとする
3. 聴講を希望した場合、単位修得と同等の出席を必要とする。
4. 講義開始後の取り消しは認めない。

(附則)

1. この規則は平成21年4月1日から適用する。
2. この規則は平成26年4月1日から適応するする。